

一般社団法人秋田県産業資源循環協会

会長 平野 久貴 様

秋田県生活環境部長

(公 印 省 略)

環境保全センターの使用許可に係る手続等要綱の改定について（通知）

産業廃棄物の適正処理の推進については、日頃から御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和5年1月4日から自動車検査証が電子化されておりますが、これまでに得られた知見を踏まえ、「環境保全センターの使用許可に係る手続等要綱」を別添のとおり改定しました。

つきましては、貴会員へ周知いただくとともに、今後とも産業廃棄物の3R及び適正処理を推進してくださるようお願いいたします。

【改定の内容】

○自動車検査証の電子化に伴う添付書類の変更

電子化された場合は、自動車検査証記録事項のみとする。

○その他、文言の修正

【担当】

秋田県 生活環境部 環境整備課

廃棄物対策チーム 石田

TEL 018-860-1624／FAX 018-860-3835